

靈園施設管理費

実施計画事業評価調査

評価対象年度 29年度

事業コード	14400701	事業名称	霊園施設管理費	事業区分	通常事業
担当	保健部	保健総務課	問い合わせ先	#72-2688	新規・継続

1 事業期間・根拠等

事業期間	昭和 41 年度 ~ 年度
第5次川口市総合計画	I 全ての人にやさしい“生涯安心なまち” - 4 誰もが安心して生活できる環境づくり - ④ 環境衛生の充実
根拠法令等	川口市霊園設置及び管理条例

2 事業概要

事務分類	自治事務のうち任意のもの	実施形態	一部委託	
事業対象	事業の対象(市民等、団体、もの)	受益者(最終的に受益を受ける人)		
	霊園を利用する市民	同左		
事業の概要	事業の目的(何のために)	事業の内容(事業期間を通して何をするのか)		
	焼骨の埋蔵又は収蔵を希望する者に対し、墓地埋葬等に関する法律に基づき、霊園の墓地及び納骨堂等を利用に供すること。	安行霊園の管理運営事業		
29年度の 実施内容	具体的な実施内容(当該年度に何をしたのか)	主な実績		
	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託による施設の管理運営(霊園管理、一般廃棄物収集運搬、空調設備保守管理、機械警備等) 墓地、納骨堂の使用許可及び利用状況管理等 	項目	実績	単位
		霊園の納骨壇使用許可件数	154	件
		霊園墓地使用数	283	区画
霊園納骨壇使用数	643	壇		
事業の成果【定性的評価】	霊園の墓地及び納骨堂等の利用について、安定して市民に提供できた。			

3 事業活動・成果の状況

指標①	名称		指標・目標値の説明(算定式)			
	単位	指標の種別				
	目標値	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	実績値・達成状況					
指標②	名称		指標・目標値の説明(算定式)			
	単位	指標の種別				
	目標値	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	実績値・達成状況					

4 年度別事業費(単位:千円)

予算費目	一般会計	04款	01項	04目	001細目	01細々目	霊園施設管理費		
年度	27年度	28年度		29年度		30年度		31年度	
予算現額(A)		12,586		9,072		7,792		7,792	
決算額(B)		10,330		7,877					
財源	特定財源	2,961		2,202		2,894			
	一般財源	7,369		5,675		4,898			
概算人件費(C)		4,264		3,900		3,318		3,318	
	従事職員人数(人)	常勤	再任用	0.52	0.00	0.50	0.00	0.42	0.00
総事業費(A又はB+C)		14,594		11,777		11,110		11,110	

※評価年度以前は決算額(B)の財源を、評価年度の翌年以降は予算現額(A)の財源を表示しています。

5 視点評価

視点	評価項目	判定	視点評価	視点	評価項目	判定	視点評価
必要性	現在の市民ニーズ	高かった	15 /15	有効性	期待どおりの成果	期待どおり	13 /15
	市関与の必要性	高かった			施策(上位目的)への貢献	高かった	
	将来的な市民ニーズ	見込める			目的に対する事業内容	適正	
効率性	コストに対する成果	どちらともいえない	13 /15	公平性	受益者の資格条件	適正	13 /15
	業務プロセス改善	行った・既に行った			受益者負担の水準	適正	
	民間活用	行った・既に行った			対象者への周知	行った	

6 総評価【定量的評価】・今後の事業展開

総評価	事業を実施する上での課題及び改善方策	今後の実施方向性
54 /60	納骨壇及び管理事務所等が老朽化しており、施設更新の検討が必要である。用途地域による建築制限や、既存の墓地・納骨壇の取り扱い(建物の改築や補修により遺骨を一時的に移動させる場合に改葬手続きが必要となるか等)の課題について検討が必要である。	30年度 現状維持で実施 31年度 現状維持で実施 32年度 現状維持で実施

年度別事業費内訳表

霊園施設管理費

(単位:千円)

歳入		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
		予算現額	決算額	予算現額	決算額	予算現額	決算額	予算現額	決算額	予算額
特定財源	墓地管理料	509	507	506	515	520	520	519	522	521
	納骨堂使用料	1,979	2,232	2,766	2,749	2,589	2,413	1,861	1,650	2,337
	礼拝堂使用料	36	41	36	20	36	28	36	30	36
	墓地使用料			0	4,032					
小計		2,524	2,780	3,308	7,316	3,145	2,961	2,416	2,202	2,894
一般財源		4,721	3,596	4,320	0	9,441	7,369	6,656	5,675	4,898
計		7,245	6,376	7,628	6,434	12,586	10,330	9,072	7,877	7,792

歳出		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
		予算現額	決算額	予算現額	決算額	予算現額	決算額	予算現額	決算額	予算額
霊園施設管理費		7,245	6,376	7,628	6,434	12,586	10,330	9,072	7,877	7,792

財源割合	一般財源	3,596	一般財源	0	一般財源	7,369	一般財源	5,675	4,898
		56.4%		0.0%		71.3%		72.0%	62.9%
特定財源	2,780	特定財源	7,316	特定財源	2,961	特定財源	2,202	2,894	
	43.6%		113.7%		28.7%		28.0%	37.1%	
事業費計	6,376	事業費計	6,434	事業費計	10,330	事業費計	7,877	7,792	

※余った特定財源は、他事業の経費に充当

川口市安行霊園 墓地・納骨壇使用数(年度末時点)

【墓地】

種類	区画数	H27		H28		H29	
		使用数	空き数	使用数	空き数	使用数	空き数
墓地	284	284	0	283	1	283	1

【納骨壇】

種類	設置壇数	H27		H28		H29	
		使用数	空き数	使用数	空き数	使用数	空き数
大壇	10	8	2	8	2	8	2
中壇	60	56	4	57	3	57	3
小壇	632	581	51	571	61	558	74
(小-上)	184	166	18	161	23	157	27
(小-中)	224	217	7	212	12	210	14
(小-下)	224	198	26	198	26	191	33
短期	26	19	7	18	8	20	6
計	728	664	64	654	74	643	85

【利用者増減の推移】

【納骨壇】	H27	H28	H29
新規申請件数	25	12	13
取りやめ件数	47	22	24
前年度比	-22	-10	-11

※数値は、各年度の3月31日現在

平成29年度霊園使用料決算（見込）

1 墓地管理料

区分	単価	件数	計
市内	1,620円	205件	332,100円
市外	2,430円	78件	189,540円
合計		283件	521,640円

2 納骨壇使用料

区分	単価	件数	計
大壇		2件	71,200円
市内	35,600円	2件	71,200円
市外	53,400円	0件	0円
中壇		13件	315,900円
市内	24,300円	13件	315,900円
市外	36,400円	0件	0円
小壇		110件	1,243,940円
上 市内	10,260円	36件	369,360円
上 市外	15,300円	7件	107,100円
中 市内	11,800円	40件	472,000円
中 市外	17,800円	5件	89,000円
下 市内	9,180円	21件	192,780円
下 市外	13,700円	1件	13,700円
短期	2,700円	7件	18,900円
合計		132件	1,649,940円

※ その他、歳入を伴わないものとして、増埋蔵5件、生活保護者に対する使用料免除17件

3 礼拝堂使用料

区分	単価	件数	計
市内	1,620円	14件	22,680円
市外	2,430円	3件	7,290円
合計		17件	29,970円

川口市安行霊園墓地利用について

- ◇霊園所在地 川口市安行吉岡1392番地 敷地面積 5,360.26㎡
電話048-295-1818
- ◇問い合わせ 川口市役所保健総務課庶務係（場所 青木会館5階）
電話048-259-9024（直通）
または
代表048-258-1110から保健総務課庶務係へ

1 霊園の利用について

- (1) 霊園の開園時間は、午前8時30分から午後5時までです。
- (2) 休園日は12月29日から翌年の1月3日までです。
- (3) 礼拝堂は、法事等の際にご利用になれます。（収容人員約30人）
- (4) 礼拝堂の利用は、**事前に保健総務課にお申し込みが必要となります。**

2 焼骨の埋蔵について

- (1) 焼骨を新たに埋蔵する場合は、**必ず事前に保健総務課に届けて下さい。**

◇埋蔵に必要な書類

- ①埋火葬許可証又は改葬許可証
- ②霊園（墓地）使用許可書
- ③使用者の住民票の写し（世帯全員、本籍、続柄が記載のもの）
- ④使用者の印鑑

3 承継について

- (1) 使用者が死亡したことにより、霊園の使用を承継する（引き継ぐ）場合は次の書類を添付し、保健総務課に届け出て下さい。

◇承継に必要な書類

- ①新使用者の住民票の写し（世帯全員、本籍、続柄が記載のもの）
- ②新使用者及び旧使用者の戸籍（除籍）全部記載事項証明書
※新使用者と旧使用者の続柄が確認できない場合は、確認が出来る戸籍（除籍）全部記載事項証明書が別途必要になります。
- ③承継を承諾する書類（新使用者の他に法定相続人がいる場合）

4 使用者の異動等について（住所、氏名の変更）

- (1) 使用者に異動等（住所、氏名の変更）があった場合は、14日以内に次の書類を添付し、保健総務課に届け出て下さい。

◇必要な書類

- ①住民票の写し（世帯全員、本籍、続柄が記載のもの）

5 墓石工事等について

- (1) 墓石等の工事をする場合は、保健総務課に届け出て下さい。
- (2) 石碑の高さは墓地地盤から1.5m以内（※既存の大谷石から）とし、柵、その他工作物及び植樹の高さは0.5m以内とし、霊園の美観を損なわないよう、お願いいたします。
- (3) 外柵は、境界線に従って設置して下さい。
- (4) 石碑その他一切の工作物の費用は自己負担です。
- (5) 墓石等工事により園路施設を損傷した場合、保健総務課に連絡し原状に復して下さい。

安行霊園使用の手引き〔納骨壇・礼拝堂〕

1 納骨壇について

(1) 納骨壇

納骨壇とは、遺骨を保管できるロッカー形式の施設です。

当霊園の納骨壇は、一時的な保管施設であるため、無期限に使用することはできませんので、使用開始後も、他の墓地等をお探しいただき、使用期限内に遺骨を移動してください。

(2) 使用条件

- ① 川口市に居住し、住民登録があるかたで、自ら祭祀をつかさどることができるかた。
- ② 過去に一度も墓地等に収蔵されていない遺骨を、自宅に保管しているかた。

(3) 使用までの流れ

事前予約 保健総務課で事前予約をしてください。



手続のご通知 準備が整い次第、保健総務課から通知を送付します。



使用許可手続 手続きの詳細は、裏面（納骨壇の使用を始めるとき）をご覧ください。



使用開始 保健総務課で交付された許可書と遺骨を安行霊園に持参してください。

(4) 使用上の注意

- ① 納骨壇は施錠管理していますので、ご使用の際は、管理事務所に申し出てください。
- ② 納骨壇には、使用許可を受けていない遺骨は収蔵できませんので、必ずお手続をしてください。
- ③ 供物はお帰りの際に、お持ち帰りください。
- ④ 納骨壇には電気香炉が備え付けてありますので、ご利用の方は管理事務所に申し出てください。（短期保管壇は除く）

なお、ろうそく及びお線香を持ち込んで使用しないでください。

(5) 使用料等（平成26年4月1日使用料改定）

区分		期間	使用料（市内）	使用料（市外）
小壇	上段	3年	10,260円	15,300円
	中段	3年	11,800円	17,800円
	下段	3年	9,180円	13,700円
中壇		3年	24,300円	36,400円
大壇		3年	35,600円	53,400円
短期保管壇		1年	2,700円	4,050円

(6) その他

- ① 使用の許可を受けた方が、その後市外に転出した場合、または使用を承継した方が市外にお住まいの場合に限り、市外住所登録者であっても**使用期限内**であれば使用を継続することはできますが、お早めに新規の墓地の購入、または移転先の市町村の墓地等に改葬をお願いします。
- ② 納骨壇の使用は、相続等のやむを得ない事情により祭祀を主宰して承継する場合を除いて譲渡、転貸できません。必要がなくなったときは速やかに返還してください。

2 礼拝堂について

(1) 礼拝堂

礼拝堂とは、法要を行うことができる施設です。30名程度収容可能です。

(2) 使用条件等

安行霊園の使用許可を受けているかたで、納骨、法事に利用するかた。

事前に礼拝堂使用許可手続が必要です。

手続の詳細は、下記（礼拝堂を使用するとき）をご覧ください。

(3) 使用時間及び使用料（平成26年4月1日使用料改定）

区分	時間	使用料（市内）	使用料（市外）
午前	9:00 ~ 12:00	1,620円	2,430円
午後	12:00 ~ 17:00	1,620円	2,430円

3 使用料について

納骨壇及び礼拝堂の利用申請の際に収めていただいた使用料は、期間途中の取りやめであっても還付はできませんので、ご了承ください。

4 各種手続について

手続はすべて保健総務課で行ってください。各申請書等は保健総務課にあります。

納骨壇の使用を始めるとき（更新するとき）
「納骨壇使用許可申請書」を提出してください。 添付書類 使用者の住民票（世帯全員・本籍地・続柄の記載があるもの）のほか下記 新規 埋（火）葬許可書 更新 前回の霊園使用許可書
納骨壇の使用者が死亡したとき
「霊園使用承継許可申請書」を提出してください。 添付書類 ①新使用者の住民票（世帯全員、本籍・続柄の記載があるもの） ②戸籍謄本（前使用者の死亡と、前使用者と新使用者の続柄がわかるもの） ③前使用者の霊園使用許可書
納骨壇の使用許可証の内容（氏名・住所等）に変更があったとき
「霊園使用者記載事項変更届出書」を提出してください。 添付書類 ①住民票（世帯全員・本籍地・続柄の記載があるもの）※住所変更の場合 ②戸籍謄本（戸籍全部事項証明書） ※氏名変更の場合
納骨壇の使用を取りやめるとき
「霊園使用取りやめ届出書」を提出してください。 添付書類等 ①霊園使用許可書又は霊園使用承継許可書 ②使用者の印鑑（スタンプ式不可） ③新しい墓地等の名称・所在地等がわかるもの
礼拝堂を使用するとき
「礼拝堂使用許可申請書」を提出してください。 ※納骨壇使用場所と使用者氏名等を確認してきてください。 事前に電話で予約することも可能ですが、申請書の提出は必要です。

※ すでに納骨壇をご利用の方で、新たに遺骨を収蔵したいかたは、必ずあらかじめ保健総務課にご相談下さい。

川口市安行霊園 所在地：川口市大字安行吉岡1392番地
電 話：048-295-1818
開園時間：8:30 ~ 17:00
休 園 日：12月29日 ~ 1月3日

〈担当窓口〉

川口市役所 保健総務課 庶務係
住所：川口市青木3-3-1（青木会館5階）
電話：048-259-9024（直通）

川口市霊園設置及び管理条例 (昭和41年4月1日条例第13号)

最終改正: 平成27年3月12日条例第19号

改正内容: 平成27年3月12日条例第19号[平成28年12月31日]

○川口市霊園設置及び管理条例

昭和41年4月1日条例第13号

改正

昭和43年10月5日条例第43号
 昭和43年12月26日条例第54号
 昭和53年3月30日条例第28号
 昭和55年3月26日条例第13号
 昭和56年9月30日条例第34号
 昭和58年3月15日条例第18号
 平成元年3月23日条例第32号
 平成9年3月31日条例第25号
 平成23年9月26日条例第84号
 平成26年3月20日条例第23号
 平成27年3月12日条例第19号

川口市霊園設置及び管理条例

(設置)

第1条 本市は、焼骨を埋蔵又は収蔵する希望者に対し、その使用に供することを目的として、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づく墓地及び納骨堂の施設として霊園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 霊園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川口市安行霊園	川口市大字安行吉岡1392番地

(施設)

第3条 霊園に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 墓地
- (2) 納骨堂
納骨壇、礼拝堂

(使用者の資格)

第4条 墓地又は納骨壇を使用することができる者は、次条第1項の許可の申請の日において次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 本市において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により住民基本台帳に記録されていること(墓地の使用の許可を申請する場合にあっては、本市において引き続き3年以上同法の規定により住民基本台帳に記録されていること)。
- (2) 祭祀を主宰する者であること。
- (3) 現に焼骨を所持していること。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 礼拝堂を使用することができる者は、墓地又は納骨壇について次条第1項の規定による使用の許可(以下「使用許可」という。)、第6条第2項において準用する第5条第1項の規定による更新の許可(以下「更新許可」という。)又は第7条第2項において準用する第5条第1項の規定による承継の許可(以下「承継許可」という。)(以下これらを「使用許可等」という。)を受けた者(以下「使用者」という。)とする。

(使用の許可)

第5条 霊園の施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 納骨壇の使用許可の期間は、原則として3年又は1年とする。
- 3 市長は、霊園管理のため、霊園の施設の使用許可に条件を付けることができる。

(納骨壇の使用の更新)

第6条 納骨壇の使用の許可を更新することができる者は、更新許可の申請の日において次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 本市において住民基本台帳法の規定により住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 祭祀を主宰する者であること。

2 第5条の規定は、前項の更新許可について準用する。

(使用の承継)

第7条 墓地又は納骨壇の使用の許可を承継することができる者は、承継許可の申請の日において祭祀を主宰する者でなければならない。

2 第5条第1項及び第3項の規定は、前項の承継許可について準用する。

(使用禁止)

第8条 使用者は、霊園の施設をその目的以外に使用し、又は他の者に使用させることはできない。

(使用料)

第9条 使用者は、使用許可又は更新許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 市外居住者が、礼拝堂の使用許可を受ける場合には、当該許可に係る使用料は、規定使用料の5割増とする。

(管理料)

第10条 墓地の使用許可又は承継許可を受けた者は、1年につき1,620円の管理料を納付しなければならない。

2 前項の場合において「1年」とは、10月1日から翌年の9月末日までの期間をいう。

3 第1項の規定により管理料を納付した者がその後市外に転出したとき又は市外居住者が承継許可を受けたときは、その翌年分以降の管理料は、同項に定める管理料の5割増とする。

4 第2項に規定する期間の途中で墓地の使用許可を受けた場合のその1年の管理料は、当該許可を受けた日の属する月から月割をもって計算した額とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免等)

第11条 市長は、使用者が使用料又は管理料を納付する資力がないと認めるときは、これを減額し、若しくは免除し、又はその徴収の猶予をすることができる。

2 使用者は、使用料又は管理料を納付する資力が生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(使用料等の不還付等)

第12条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の取りやめ等)

第13条 使用者は、霊園の施設の使用を取りやめようとするときは、市長に届け出なければならない。

2 使用者は、前項の規定により届出をしたときは、規則で定める期間を経過する日までに当該焼骨を引き取り、遅滞なく原状に復さなければならない。

(使用許可等の取消し)

第14条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可等を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 霊園の施設の使用許可を受けた日から、90日を経過しても霊園の施設の使用を開始しないとき。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(4) 管理料を市長が別に定める納期限を経過した後3年間納付しないとき。

(使用権の消滅)

第15条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用権を消滅させることができる。

(1) 使用者が死亡した日から起算して3年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。

(2) 使用者が住所不明となったことを知った日から起算して7年を経過したとき。

(焼骨の移動)

第16条 市長は、前2条の規定により使用許可等を取り消したとき、及び使用権を消滅させたとき、並びに納骨壇の使用許可等の期間を経過したときは、当該墓地に埋蔵され、又は納骨壇に収蔵されている焼骨を、市長が別に定める場所に移動させることができる。

(行為の禁止)

第17条 霊園内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。

(2) 展示会、集会その他これらに類する行為をすること。

(3) 霊園の施設を損傷し、又は汚損すること。

(4) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(5) 土地の形質を変更すること。

(6) 貼り紙若しくは立て札をし、又は広告その他これに類するものを表示すること。

(7) その他他人に迷惑を与える行為をすること。

(墓地内工事の届出)

第18条 墓地の使用者は、その使用に係る墓地内の工事を行おうとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

2 鳩ヶ谷市の編入の前日に、編入前の鳩ヶ谷市の区域内に居住していた者で、引き続き市内に居住するものの第3条第1項の規定の適用については、編入前の鳩ヶ谷市の区域内に居住していた期間を市内に引き続き居住していた期間とみなし、その期間は通算する。

附 則(昭和43年10月5日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年12月26日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年3月30日条例第28号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月26日条例第13号)

この条例の施行期日は、規則で定める。(昭和55年規則第35号で昭和55年10月1日から施行)

附 則(昭和56年9月30日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和56年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和55年又は昭和56年に、この条例による改正前の川口市霊園設置及び管理条例第4条の規定により墓地の使用の許可を受けた者の昭和56年10月1日から昭和57年9月末日までの1年に係る管理料は、この条例による改正後の川口市霊園設置及び管理条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、1,500円を12で除して得た額に、当該許可を受けた日の属する月から12月を経過した月(以下「12月を経過した月」という。)から昭和57年9月までの月数を乗じて得た額とする。

- 3 前項の場合において、12月を経過した月前に市外へ転出した者については、改正後の条例第7条第3項の規定を準用する。

附 則(昭和58年3月15日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の川口市霊園設置及び管理条例の別表の2納骨堂使用料の(1)納骨壇の規定は、昭和58年4月1日以後の申込み及び更新に係る使用料から適用し、同日前の申込み及び更新に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成元年3月23日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の川口市霊園設置及び管理条例の別表の規定は、平成元年4月1日以後の申込み及び更新に係る使用料から適用し、同日前の申込み及び更新に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月31日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の川口市霊園設置及び管理条例別表の規定は、平成9年4月1日以後の申込み及び更新に係る使用料から適用し、同日前の申込み及び更新に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成23年9月26日条例第84号)

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市霊園設置及び管理条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行った使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月12日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市霊園設置及び管理条例第3条第2項の規定により納骨壇の使用の許可若しくは使用の承継の許可を受けている市外居住者(この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において市内に居住する者であって施行日後に市外に転出したものを含む。))又は施行日以後納骨壇の使用の承継の許可を受けた市外居住者の当該納骨壇の使用の許可の期間の末日が平成30年3月31日以前である場合にあっては、この条例による改正後の川口市霊園設置及び管理条例(以下「新条例」という。)第6条第1項の規定にかかわらず、当該市外居住者は、当該許可の更新の許可を受けることができるものとする。この場合において、当該更新の許可に係る使用料は、新条例別表に規定する使用料の5割増とする。

- 3 新条例別表の規定は、施行日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行った使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第9条関係)

1 墓地使用料

区分	使用料
1区画(約3平方メートル)	336,000円

2 納骨堂使用料

(1) 納骨壇

区分	使用料
小壇	上段 3年につき 10,260円
	中段 3年につき 11,800円
	下段 3年につき 9,180円
中壇	3年につき 24,300円
大壇	3年につき 35,600円
短期保管壇	1年につき 2,700円

(2) 礼拝堂

区分	使用料
午前 9時～正午	1,620円
午後 正午～5時	1,620円

備考

午前及び午後を通して使用する場合における使用料の額は、それぞれの規定使用料を合計した金額とする。

霊園施設管理業務委託仕様書

本業務は、霊園施設（墓地・納骨堂・建物・工作物等）のほか各種物品類を適正に管理し、良好な状態に保つこと及び利用者の安全を図るために、利用者の危険行為の注意、火災・盗難・事故防止対策、清掃の徹底、錠・物品の保管等、施設の管理に万全を期することを目的とする。

1 業務委託履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるため、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、契約日からこの期間の中途において当該契約を変更又は解除することがある。

2 履行場所 川口市安行霊園（川口市大字安行吉岡1392番地）

3 業務人数・時間 別紙のとおり

4 委託内容

(1) 施設の運営に関する業務

ア 利用者に関する業務

- (ア) 利用者の受付に関すること
- (イ) 施設案内、誘導等に関すること
- (ウ) 利用者の安全確保に関すること

イ 墓地に関する業務

- (ア) 焼骨の埋蔵及び引き取りに伴う業務

ウ 納骨壇に関する業務

- (ア) 焼骨の収蔵及び引き取りに関すること
- (イ) 納骨壇の開錠及び施錠に関すること

エ 礼拝堂に関する業務

- (ア) 礼拝堂使用に関すること

(2) 施設の維持管理に関する業務

ア 施設の保守管理に関する業務

- (ア) 施設内の定期的な巡回に関すること
- (イ) 施設の破損等の連絡及び応急処置に関すること

(ウ) 施設の備品及び消耗品等の管理に関すること

イ 施設の警備に関する業務

(ア) 門扉の開錠及び施錠に関すること

(イ) 機械警備に伴う連絡及び措置に関すること

ウ 衛生管理に関する業務

(ア) 施設の清掃に関すること

(イ) ごみの収集、排出に関すること

(3) その他

ア 管理業務日報及び霊園管理日誌の記入

イ 上記以外の委託者の指示等に関すること

5 支払方法

支払いは、年12回払いとし、下記の書式とともに翌月10日までに請求書を委託者に提出すること。

(1) 業務完了報告書

(2) 管理業務日報

(3) 霊園管理日誌

6 機材及び消耗品等の費用負担

業務に必要な消耗品・光熱水費・備品は委託者の負担とする。業務の遂行のために受託者において設置した機材等の費用は、受託者の負担とする。

7 その他

(1) 受託者は、本仕様書に基づく業務の実施について、業務の全部または大部分あるいはその一部を第三者に委託し、または請負わせてはならない。

(2) 委託業務遂行時、またその準備及び後片づけにおいては法令等を遵守し、適切な安全対策を講じること。また、万一業務上受託者の職員が負傷した場合は一切受託者の責任とする。

(3) 受託者は、契約締結から7日以内に業務実施計画書（様式1号）を提出する。

安行霊園警備仕様書

本業務は、霊園施設（墓地・納骨堂・建物等）について、機械警備による侵入異常の監視・火災監視並びに異常を受信した時における緊急対処及び警察等への通報を行い、施設の安全に万全を期することを目的とする。

1 業務委託期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日

2 履行場所 川口市安行霊園（川口市大字安行吉岡1392番地）

3 警備方法及び警備箇所

総合ガードシステム

(1) 火災 納骨堂 226.80 m²

礼拝堂 146.37 m²

管理事務室 36.45 m²

(2) 侵入 納骨堂 226.80 m²

礼拝堂 146.37 m²

管理事務室 36.45 m²

霊園出入り口

※別添図面のとおり

4 警備時間 毎日 17:00～翌日8:30

※ただし、年末年始（12月29日～翌年1月3日） 終日

お盆・彼岸（7・8月の13日～16日、9月20日～26日、

3月18日～24日） 18:00～翌日8:30

5 支払方法

支払いは、年12回払いとし、警備記録とともに翌月10日までに請求書を委託者に提出すること。

6 その他

(1) 受託者は、本仕様書に基づく業務の実施について、業務の全部または大部分あるいはその一部を第三者に委託し、または請負わせてはならない。

(2) 警備機材等の保守及び故障修理はフルメンテナンスとする。

空調設備保守管理委託仕様書

1 業務委託期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで

2 履行場所

川口市安行霊園（所在地 川口市大字安行吉岡1392番地）

3 空調機の点検清掃数

天井埋め込みカセットエアコン室内機	8台
ビルトインエアコン室内機	4台
ルームエアコン室内機	1台
室外機熱交換器（4～5馬力6台、ルームエアコン用1台）	計7台

4 空調機の点検清掃内容

(1) 年2回作業内容（冷暖房開始時）

室内機（納骨堂、礼拝堂、事務所）

- ・パネル清掃
- ・フィルター清掃
- ・機器点検整備

室外機

- ・機器点検整備

(2) 年1回作業内容

室外機熱交換器

- ・高圧薬剤洗浄

5 支払方法

支払いは、年2回の作業ごとの支払いとし、業務完了報告書とともに作業を完了した翌月10日までに、請求書を発注者に提出すること。

一般廃棄物処理業務委託仕様書

1 業務内容

指定収集場所に排出される一般廃棄物を収集車（有蓋機械車）で収集し、戸塚環境センター（川口市大字藤兵衛新田 290 番地）又は朝日環境センター（川口市朝日 4 丁目 21 番 33 号）へ搬送処理するものとする。

また、作業は運転者及び助手を含む 2 名以上で行うものとする。

2 指定収集場所

名 称	位 置
川口市安行霊園	川口市大字安行吉岡 1 3 9 2

3 収集日時

収 集 日：毎週水曜日とする。（平成 30 年 1 月 3 日(水)を除く。）

収集時間：午前 9 時ごろまでとする。

※ ただし、平成 29 年 5 月 3 日(水)は 8 日(月)、平成 30 年 3 月 21 日(水)は 22 日(木)の収集とする。

※ 収集作業の遅延、または、実施不可能なときは速やかに保健衛生課へ報告を行い、作業日時の変更を行うものとする。

4 安全管理

収集業務に当たっては、関係者等の安全を確保すること。また、施設に関しても損傷がないようにしなければならない。さらに収集車は、常に衛生的に管理するとともに廃棄物処理場においても場内の整備に協力し、衛生環境上の保全に留意するものとする。

5 業務管理

受注者は、常に従業員の資質の向上に努めるとともに業務に支障がないよう必要な措置を講ずるものとする。

6 緊急連絡

業務遂行上、支障となる事故等が生じた場合は、速やかに保健衛生課へ連絡するものとする。

生活保護受給者就労支援事業

実施計画事業評価調査

評価対象年度 29年度

事業コード	14300801	事業名称	生活保護受給者就労支援事業	事業区分	通常事業
担当	福祉部	生活福祉1課・2課	問い合わせ先	2366	新規・継続

1 事業期間・根拠等

事業期間	平成 27 年度 ~ 年度
第5次川口市総合計画	I 全ての人にやさしい“生涯安心なまち” - 4 誰もが安心して生活できる環境づくり - ③ 低所得者の生活安定への支援
根拠法令等	生活保護法

2 事業概要

事務分類	法定受託事務及び自治事務のうち義務的なもの	実施形態	一部委託	
事業対象	事業の対象(市民等、団体、もの)	受益者(最終的に受益を受ける人)		
	被保護世帯の稼働能力のある者。	同左		
事業の概要	事業の目的(何のために)	事業の内容(事業期間を通して何をするのか)		
	稼働年齢層で稼働能力がありながら、自ら就労機会を得ることが難しく就労に向け一定の支援が必要な者及び準備が必要な者を、就労開始に導き、自立助長の促進を図るもの。	経験のある専門的立場で助言等を行なう就労指導。また、直ちには就労が困難な対象者一人ひとりの状況に応じ、就労準備としての基礎能力を形成することにより、日常生活の自立・社会生活の自立・就労自立の訓練を支援するもの。		
29年度の 実施内容	具体的な実施内容(当該年度に何をしたのか)	主な実績		
	就労意欲の喚起、セミナー、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、ハローワークへの同行による求人検索方法等の説明を行った。また、基礎能力の形成を図る目的として、生活リズムを整える、他者と適切なコミュニケーションを図る、及び職業訓練を行った。	項目	実績	単位
		就労支援事業参加者数	338	人
		就労支援を行った支援件数	1,594	件
事業の成果【定性的評価】	延1,594件の就労支援を行い、114人を就労開始に導き、被保護世帯の自立助長を促進した。			

3 事業活動・成果の状況

指標①	名称		指標・目標値の説明(算定式)			
	単位	指標の種別				
	目標値	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	実績値・達成状況					
指標②	名称		指標・目標値の説明(算定式)			
	単位	指標の種別				
	目標値	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	実績値・達成状況					

4 年度別事業費(単位:千円)

予算費目	一般会計	03款	04項	01目	003細目	01細々目	生活保護受給者就労支援事業
年度	27年度	28年度		29年度		30年度	31年度
予算現額(A)		35,230		36,951		37,221	37,221
決算額(B)		35,111		36,733			
財源	特定財源	23,843		25,019		25,194	
	一般財源	11,268		11,714		12,027	
概算人件費(C)		2,296		2,184		2,212	2,212
従事職員人数(人)		常勤	再任用	0.28	0.00	0.28	0.00
総事業費(A又はB+C)		37,407		38,917		39,433	39,433

※評価年度以前は決算額(B)の財源を、評価年度の翌年以降は予算現額(A)の財源を表示しています。

5 視点評価

視点	評価項目	判定	視点評価	視点	評価項目	判定	視点評価
必要性	現在の市民ニーズ	高かった	15 /15	有効性	期待どおりの成果	期待どおり	13 /15
	市関与の必要性	高かった			施策(上位目的)への貢献	高かった	
	将来的な市民ニーズ	見込める			目的に対する事業内容	適正	
効率性	コストに対する成果	高かった	15 /15	公平性	受益者の資格条件	適正	15 /15
	業務プロセス改善	行った・既に行った			受益者負担の水準	適正	
	民間活用	行った・既に行った			対象者への周知	十分行った	

6 総評価【定量的評価】・今後の事業展開

総評価	事業を実施する上での課題及び改善方策	今後の実施方向性
58 /60	被保護者が就労活動を行うまでの就労意欲の喚起が課題である。改善方策は、様々な職業体験の機会の提供、及び職業開拓により被保護者が就職を希望する求人を増やすことで、事業に参加する意欲喚起を行う。	30年度 現状維持で実施 31年度 現状維持で実施 32年度 現状維持で実施

年度別事業費内訳表

生活保護受給者就労支援事業

(単位:千円)

歳入		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
		予算現額	決算額	予算現額	決算額	予算現額	決算額	予算現額	決算額	予算額
特定財源	被保護者就労支援事業費負担金			4,514	4,501	3,232	3,228	3,465	3,467	3,440
	被保護者就労準備支援事業費補助金			0	17,665	20,612	20,615	21,551	21,552	21,754
小計		0	0	4,514	22,166	23,844	23,843	25,016	25,019	25,194
一般財源				28,062	10,107	11,386	11,268	11,935	11,714	12,027
計				32,576	32,273	35,230	35,111	36,951	36,733	37,221

歳出		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
		予算現額	決算額	予算現額	決算額	予算現額	決算額	予算現額	決算額	予算額
生活保護受給者就労支援事業				32,576	32,273	35,230	35,111	36,951	36,733	37,221

財源割合	一般財源		一般財源	10,107	一般財源	11,268	一般財源	11,714	12,027
					31.3%		32.1%		31.9%
特定財源			特定財源	22,166	特定財源	23,843	特定財源	25,019	25,194
				68.7%		67.9%		68.1%	67.7%
事業費計			事業費計	32,273	事業費計	35,111	事業費計	36,733	37,221

生活保護受給者就労支援事業【補足資料】

(1) 生活保護状況

保護世帯数 8, 855世帯
 保護人員 11, 637人

(2) 生活保護費支給状況

扶助の種類	扶助額
生活扶助	7, 156, 942, 065
住宅扶助	4, 464, 491, 142
教育扶助	96, 903, 145
介護扶助	539, 384, 795
医療扶助	8, 447, 744, 041
出産扶助	547, 039
生業扶助	45, 583, 090
葬祭扶助	50, 335, 638
施設事務費	27, 066, 235
就労自立給付金	1, 934, 868
合計	20, 830, 932, 058

(3) 一般会計に占める割合

平成29年度決算(見込) 10.5%

(4) 就労支援対象者の人数及び就労開始した実績の人数が分かる資料

平成29年度(延べ)

	事業参加者数	就労支援件数	就職者数
就労支援事業	27人	320件	13人
職業訓練事業	311人	1, 274件	101人
合計	338人	1, 594件	114人

生活保護受給者に対する就労支援の あり方に関する研究会(第1回)	
平成30年3月16日	資料4

生活保護受給者に対する就労支援の状況について

被保護者就労支援事業について(改正生活保護法)

概要

- 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労支援に関する問題について、福祉事務所に配置された就労支援員が被保護者の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う。法第55条の6に基づく必須事業。(平成27年4月施行)
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人、NPO等に委託可)
- 負担割合は、国3/4 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/4 平成29年度予算額：64.1億円
- 就労支援員の配置状況：2,045名(平成29年12月現在)(配置目安はその他世帯120世帯に対して1名)
- 直営実施：84.9% 委託実施：10.6% 直営+委託4.5%

事業内容

<就労支援>

- 相談、助言
被保護者の就労に関する相談・助言
- 求職活動への支援
履歴書の書き方、面接の受け方等についての助言
- 求職活動への同行
ハローワーク等での求職活動、企業面接などに行方
- 連絡調整
ハローワーク等の関係機関との必要な連絡・調整
- 個別求人開拓
本人希望等を踏まえた個別の求人開拓
- 定着支援
就労後のフォローアップの実施

<就労支援連携体制の構築>

- 被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や個別求人開拓等を円滑に実施できるように、関係機関が参画する就労支援の連携体制を構築
(求人開拓等)
地域の情報(福祉ニーズ、地域課題等)の集約、新たな就労(個々の状況に応じた就労、中間的就労、就労体験、居場所)の場の発掘を実施
(連携機関)
福祉事務所・相談支援事業所(就労支援員)、ハローワーク、社会福祉法人、農業団体、商工会議所等

個々の状況に応じた支援

就労

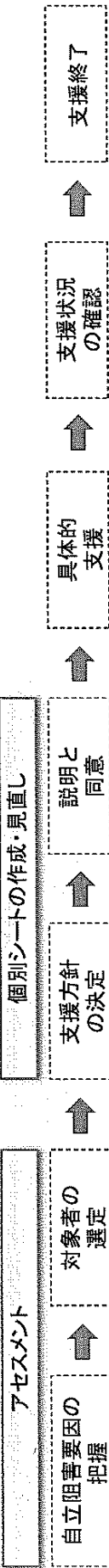
中間就労

就労体験

<稼働能力判定会議等の開催>

- 稼働能力や適性職種等の検討にあたり、専門的知識のある者で構成する会議等を開催

事業の流れ(イメージ)



被保護者就労準備支援事業について

概要

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。(平成27年4月9日社援保発0409第1号「被保護者就労準備支援事業(一般事業)の実施について」に基づく任意事業)
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人、NPO等に委託可)
- 負担割合は、国2/3 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/3 平成29年度予算額：28.8億円
- 実施自治体数：256自治体(平成29年度実績)

事業内容

<一般事業>

一般就労に向けた準備段階の支援として、以下の(1)～(3)の支援を計画的かつ一貫して実施する。

- (1) 日常生活自立に関する支援**
適切な生活習慣の形成を促すため、規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取などに関する助言・指導・適切な身だしなみに関する助言、指導等を実施。
- (2) 社会生活自立に関する支援**
社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事務所での職場見学、ボランティア活動等を実施。
- (3) 就労自立に関する支援**
就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティンング、模擬面接、履歴書の作成指導等を実施。

<就農訓練事業> (平成28年4月より開始)

- 農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援する。

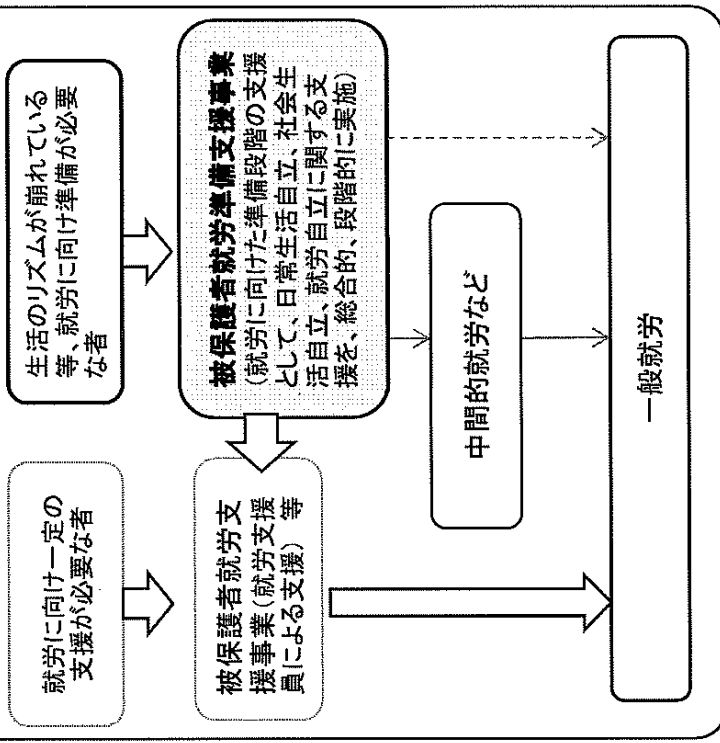
<福祉専門職との連携支援事業> (平成29年4月より開始)

- 障害者等への就労支援により培ったアセスメント技術などのノウハウを持った福祉専門職の知識や技術を生活困弱者等への就労準備支援に活用する。

状態像に合わせた支援メニューの例

- ・ワークショップ・セミナー・グループワーク・職場見学・就労体験・模擬面接・ボランティア活動への参加等

支援の流れ(イメージ)



(生活・健康講座)



(農作業体験)



(封入作業)



(PC講座)

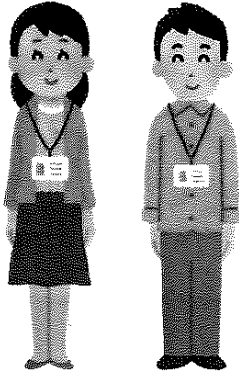


(就職面接等の講座)



就職から定着までをサポート！

川口就労ステップアップ事業のご案内



- ・希望に合った条件の仕事が見つかった
- ・就職活動に必要なスキルが身についた
- ・支援員が励ましてくれたことで乗り切れた
- ・自信がつき積極的になれた！

私達は、こんなサポートをします！
専任就労支援員のサポートで多くの方が就職されています。

カウンセリング

～キャリアカウンセラーが親身に相談に乗ります～

- 世の中にはたくさんの仕事があります。
- その中にはきっと「できる」仕事があります。
- カウンセラーと一緒に考えていきます。

求人開拓

～お一人お一人のために、求人を探します～

- たくさんの企業を直接訪問し、表に出ていない求人も含め開拓します。
- 採用・定着しやすいよう、経験・時間等の条件の緩和交渉を行います。

グループプログラム

～就業前の様々な練習ができます～

- 農業体験などのプログラムから、就労に必要な能力を身に付けるジョブトレーニングなど多岐に渡るプログラムをご用意しています。

※グループプログラムの詳細は裏面をご覧ください。

定着支援


～仕事に就いた後もサポートします～

- 仕事に就いて悩んだことや困ったことを求人開拓員が相談にのります。
- 一生懸命やっているのに理解されない、そんな行き違いをなくしていきます。

※川口就労ステップアップ事業にはこんな求人があります！（川口市内・近隣地域）

清掃、ピッキング等軽作業、食品の仕分け、調理補助、介護補助
洋服のお直し、お弁当製造、施設警備、送迎ドライバー、通学交通誘導員・・・
登録した方の多くが本事業で開拓した専用求人で決まっています。

川口就労ステップアップ事業

受託事業者 株式会社バソナ バソナキャリアカンパニー  PASONA

グループプログラム参加者募集中!

～ こんな方は是非、ご参加ください ～

- 就職活動の不安を解消したい ●自分の強みを見つきたい ●コミュニケーション力をにつきたい

- ①就労準備体験プログラム (レクリエーション、農業体験他)
- ②ジョブトレーニングプログラム (3週間の就労トレーニング)
- ③中間就労プログラム (ボランティア、企業説明会、お試し就労他)



ご参加お待ちしております。
ご見学も大歓迎!

●就労準備体験プログラム(農業体験)

期	日程	定員
1回目	6/19	10名
2回目	8/7	10名
3回目	10/2	10名
4回目	12/18	10名
5回目	3/5	10名

※スケジュールは変更になる可能性がございます。

●プログラム内容

実施時間 :午前9:00～16:00
 当日の内容:座学 2時間程度
 (農業の基礎知識、道具の使い方を学びます)
 実習 2～3時間程度
 (農地づくり、種まき、収穫)



●ジョブトレーニング

期	日程	定員
1期	5/22～6/9	15名
2期	7/24～8/10	15名
3期	9/25～10/13	15名
4期	11/20～12/8	15名
5期	1/29～2/16	15名

※スケジュールは変更になる可能性がございます。

●プログラム内容例

		月	火	水	木	金
1週目	午前	・開講式 ・オリエンテーション ・自己紹介、他己紹介	・生活習慣、健康管理 (講義、グループワーク) ・腰痛体験	・基本マナー (ロールプレイ) ・挨拶・電話応対等	・求人開拓員との対話 ・PCトレーニング (基本操作、求人検索)	・自己PR、志望動機 (短所を長所へ、自己PRを作成)
	午後	・自己理解、目標設定 (セルフワーク、グループワーク) ・今日の振り返り	・「働く」を考える (講義、グループワーク) ・今日の振り返り	・コミュニケーション トレーニング (グループワーク、ロールプレイ) ・今日の振り返り	・仕事、業界を知る ・インターネットを 使って検索 ・今日の振り返り ・全員で教室清掃	・面接トレーニングI (ロールプレイ) ・今日の振り返り
2週目	午前	・自分も相手も大切に するコミュニケーション (アワーディング コミュニケーション) ・今日の振り返り	・三選面談 (本人、キャリアカフ ンセラー、求人開拓員)の 省での面談を全員実 施)	・おしごと体験/介 護 ・介護研修(講師) ・高齢者疑似体験 ・介護現場施設の見学 (川口市近隣の介護施 設)	・ストレスマネーシ メント(講義とグルー プワーク)	・面接トレーニングII (ロールプレイ)
	午後	・PCトレーニング (応募書作成) ・今日の振り返り	・PCトレーニング (応募書作成) ・今日の振り返り		・職業興味を知る ・今日の振り返り ・全員で教室清掃	・PCトレーニング (応募書作成) ・今日の振り返り
3週目	午前	・ファイナンシャル プランニング お金の使い方	・PCトレーニング (応募書作成)	・企業説明会 (清掃会社・警備会社)	・「体験談に学ぶ」就 労した方からの生の声 ・これから考える ワーク(目標)	・ジョブトレーニング の振り返り ・自分への手紙・宣言 作成、発表
	午後	・就職活動(PC検 査、面接対策、HW) ・応募活動(簡潔的な 企業面接) ・今日の振り返り	・面接トレーニングII (質問回答の検討、対 策、模擬面接) ・今日の振り返り	・就職活動(PC検 査、面接対策、HW) ・応募活動(簡潔的な 企業面接) ・今日の振り返り	・カフェミーティング ・ジョブトレーニング ・今日の振り返り ・全員で教室清掃	・就職活動 (PC検査・HW等) ・アンケート ・終了式
4週目	就職活動(求人開拓員の全面サポート) ジョブトレーニングセンターはふれあいスペースとして開放 (パソコンの貸し出し・支援機による模擬面接・面談等の実施)					

実施場所

ジョブトレセンター:川口市本町4-5-8 川口ハウス202号室

申し込み・お問合せは担当の相談員まで

※このチラシに記載している事業運営については、川口市が株式会社パソナに委託しています。

川口就労ステップアップ事業

受託事業者 株式会社パソナ パソナキャリアカンパニー

〒332-0012 川口市本町4-5-8 川口ハウス202号室

TEL:048-290-8613 FAX: 048-229-3572



川口市被保護者職業訓練事業業務委託仕様書

川口市（甲）が受託者（乙）に委託する業務内容は、次のとおりとする。

1 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

2 業務の目的

生活保護受給者に就労等の自立に向けた支援を提供する。

3 内容

(1) 支援対象者

甲が設置する福祉事務所が実施責任を負う被保護者であって、福祉事務所が支援を必要と判断した者。

(2) 乙は、甲と協議のうえ、支援対象者に対して、以下の職業訓練業務を専門の職員（以下、「職業訓練支援員」という。）により行う。

ア 就労体験の実施に関する事。

農業・介護・販売などの就労体験の提供を通じて、支援対象者の生活習慣を改善し、就労意欲を喚起する。

イ 技能講習の実施に関する事。

就職に有利となる技能講習の提供を通じて、支援対象者の就労支援を行う。技能講習には、直ちに就労に結びつかない者を対象としたボランティア体験を含む。

ウ 日常生活訓練の実施に関する事。

エ 就労体験受け入れ先の確保に関する事。

オ 職業訓練の受講支援に関する事。

カ 就労意欲の喚起に関する事。

キ 就労相談に関する事。

ク 資格取得に関する事。

ケ 生活習慣の改善に関する事。

コ 職業訓練終了後の求職活動に関する事。

サ ハローワークとの連携に関する事。

シ その他の職業訓練・就労支援に関する事。

(2) 乙は、甲と協議のうえ、職業訓練支援員が行う業務につき、以下の項目に

ついて甲に報告する。

ア 職業訓練支援員の勤務状況報告に関する事。

イ 支援対象者への支援に係る進捗状況報告に関する事。

ウ 事業に必要となる規程の作成に関する事。

エ 事業実施計画の策定に関する事。

オ その他事業の成果測定に必要となる資料の収集・作成に関する事。

(3) 乙は、職業訓練支援員の業務の拠点となる事務所（以下、「事務所」という。）を設置する。事務所には、個人情報漏えい等の事故防止に係る対策を取るものとする。

(4) 事務所の職業訓練支援員の配置人数は表1のとおりとする。

ただし、業務の実施にあたり、効率的な支援を行うために有効と判断される場合は、甲、乙協議により、委託の範囲内で支援員の配置人数を別途定めることができるものとする。

表1 職業訓練支援員配置人員

職業訓練支援員	5人
---------	----

(5) 相談・支援業務は、原則として支援対象者の居宅又は居所、支援員事務所、福祉事務所、ハローワーク、就労体験受入事業所、職業訓練受講会場等の関係機関において行う。なお、相談・支援業務に際しての職業訓練支援員の交通手段は、乙が確保するものとする。

4 支援員の実施体制

配置する職業訓練支援員は、平成29年3月末日時点で、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する者。

(2) 社会福祉事業に2年以上従事した者。

※ 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社庶第29号厚生労働省社会局長、厚生労働省児童家庭局長通知）」に規定された「福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種」に従事した者であることが望ましい。

(3) 以下のアからカのいずれかの資格を有する者。

ア 社会福祉士

イ 精神保健福祉士

ウ 臨床心理士

エ 産業カウンセラー

オ 社会保険労務士

カ その他、同等以上の能力を有していると認められる資格

(4) 民間企業等における職務経験を5年以上有する者。

※ 職業紹介を主たる業務とする企業や総務・人事担当課等に勤務し、職業紹介や採用業務等の職務経験を有する者であることが望ましい。

(5) (1) から (4) と同等以上の能力を有していると認められる者。

5 勤務時間等

(1) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、午前12時00分から午後1時00分は除く。

(2) 勤務日数 1, 220日 ※支援員1人あたり244日で積算

ただし、有給休暇は含まない。

(土日祭日、12月29日から1月3日までを除く)

※ 勤務時間等については、所定の時間・日数を元に、業務の実態にあわせ、甲、乙協議により別途定めることができるものとする。

※ 支援状況に応じて、時間外の弾力的な対応を行うよう努めること。

6 委託料

(1) 委託料には次のものが含まれる。

ア 人件費

イ 事務所借上げ費用（敷金、保証金は含まない。）

ウ 交通費

エ 通信費

オ 事務機器賃貸借費用（レンタル又はリース）

カ 支援員用パソコン賃貸借費用（レンタル又はリース）

キ 技能講習の会場借上げ料及び教材代

ク 就労体験受け入れ先への謝金

※ 就労体験受け入れ先への謝金は、利用者1人当たり1日2,000円を上限とする。

ケ 就労体験利用者の傷害保険料及び賠償責任保険料

コ その他事務費

(2) パソコンを賃貸借する場合及び賃貸借した事務機器をネットワークに接続する場合は、ウィルス対策、アクセス制御及び情報漏えい対策をはじめとする必要なセキュリティを確保すること。

7 報 告

乙は、甲に対して、当月に係る委託業務の活動状況を、翌月10日までに、甲が指定する電子媒体により、甲が指定する手段で報告すること。

8 委託料の支払い

甲、乙協議のうえ定める。

9 特記事項

- (1) 乙は、業務を遂行するうえで、これに携わる職員を管理監督するとともに、「川口市個人情報保護条例(平成12年9月27日条例第50号)の規定の内容を周知し、特に個人情報の保護並びに漏えい防止に関しては周知徹底を図ること。
- (2) 乙は、業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを点検等業務以外に使用してはならない。また、相談・支援業務等のデータは紛失等が決してないよう、厳重に鍵付き金属書庫にて保管すること。また、委託業務が終了する場合の電子事務機器における残存データに関しても必ず責任を持って対応し、それを起因とする漏えいに関しては委託期間外でも責任を負うこととする。
- (3) 甲は、乙がこの契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4) 甲は、職業訓練支援員が本業務の遂行に支障をきたすと判断した場合は、年度途中であっても、乙に対して当該職業訓練支援員の変更を要求できるものとし、乙は速やかにこれに従うものとする。
- (5) 乙は甲に対し、職業訓練支援員の名簿を、業務受託後すみやかに提出する。業務受託期間中に、職業訓練支援員の変更があった場合には、直ちに変更名簿を提出するものとする。
- (6) 甲は、本業務中における職業訓練支援員の事故については一切責任を負わない。

10 その他

この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、甲、乙が協議して決定するものとする。

廃棄物減量啓発事業
事業系廃棄物対策事業

実施計画事業評価調査

評価対象年度

事業コード	43100801	事業名称	廃棄物減量啓発事業	事業区分	通常事業
担当	環境部	資源循環課	問い合わせ先	228-5370	新規・継続

■事業期間・根拠等

事業期間	年度 ~ 年度
第5次川口市総合計画	IV 都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち” - 3 廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進 - ① 廃棄物の減量化・再資源化
根拠法令等	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

■事業概要

事務分類	自治事務のうち任意のもの	実施形態	直営	
事業対象	事業の対象(市民等、団体、もの)	受益者(最終的に受益を受ける人)		
	市民及び事業者	市民		
事業の概要	事業の目的(何のために)	事業の内容(事業期間を通して何をやるのか)		
	資源循環型社会実現のための情報提供を行い、ごみの減量やリサイクルの推進を図ることで、市民一人ひとりにごみ問題や資源の有効利用の理解を深めてもらうため。	<ul style="list-style-type: none"> 環境部広報紙PRESS530を年3回発行 ごみの分別ガイドアプリの公開 家庭ごみの分け方・出し方のパンフレット作成 ごみの減量啓発のパンフレット作成 環境問題に対する周知や啓発活動 		
29年度の 実施内容	具体的な実施内容(当該年度に何をしたのか)	主な実績		
	<ul style="list-style-type: none"> 環境問題に関するチラシ、啓発グッズ等の作成・配布 メールや環境部広報紙による情報発信 環境にやさしい調理法でのクッキング教室の開催 ごみの分別排出に関するパンフレットの内容を見直し、新しく作成したものを町会・自治会を通して配布 	項目	実績	単位
		ごみの分け方出し方の作成	220,000	部
		メールでの情報配信登録者数	4,125	人
事業の成果 【定性的評価】	ごみの分別の必要性を周知徹底することにより、ごみ減量化や分別の適正化が図られた。町会・自治会を通じて配布した家庭ごみの分け方に関するパンフレットにより、市民の誤っていた分別排出の認識を改めることができた。			

■事業活動・成果の状況

指標①	名称	3R月間各種イベントの参加者数			指標・目標値の説明(算定式)	3R推進月間中に行なわれるイベント参加者数の過去三年間の平均値				
	単位	人	指標の種別	結果						
	目標値	28年度		29年度		30年度		31年度		32年度
	実績値・達成状況	1,500		1,400		1,000				
	実績値・達成状況	1,160	未達成	472	未達成					
指標②	名称	家庭ごみ収集日情報メール配信登録者数			指標・目標値の説明(算定式)	前年度の数値に600人(50人×12ヶ月)の数値を足したものと				
	単位	人	指標の種別	結果						
	目標値	28年度		29年度		30年度		31年度		32年度
	実績値・達成状況	3,586		4,057		4,725				
	実績値・達成状況	3,457	未達成	4,125	達成					

■年度別事業費(単位:千円)

予算費目	一般会計	04款	02項	02目	005細目	01細々目	廃棄物減量啓発事業			
年度	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
予算現額(A)			11,014		11,749		11,358		11,516	
決算額(B)			10,071		10,527					
財源	特定財源	0		0		0				
	一般財源	10,071		10,527		11,358				
概算人件費(C)	24,600		23,400		23,700		23,700		23,700	
従事職員人数(人)	常勤	再任用	3.00	0.00	3.00	0.00	3.00	0.00	3.00	0.00
総事業費(A又はB+C)	34,671		33,927		35,058		35,216		35,216	

※評価年度以前は決算額(B)の財源を、評価年度の翌年以降は予算現額(A)の財源を表示しています。

■視点評価

視点	評価項目	判定	視点評価	視点	評価項目	判定	視点評価
必要性	現在の市民ニーズ	高かった	15 /15	有効性	期待どおりの成果	期待どおり	13 /15
	市関与の必要性	高かった			施策(上位目的)への貢献	高かった	
	将来的な市民ニーズ	見込める			目的に対する事業内容	適正	
効率性	コストに対する成果	高かった	13 /15	公平性	受益者の資格条件	適正	13 /15
	業務プロセス改善	検討した			受益者負担の水準	適正	
	民間活用	行った・既に行った			対象者への周知	行った	

■総評価【定量的評価】・今後の事業展開

総評価	事業を実施する上での課題及び改善方策	今後の実施方向性	
54 /60	日本語以外の言語によるごみの分別啓発について市民のニーズが高まっているため、30年度は外国語版家庭ごみの分け方・出し方の内容を充実させ複数の言語で作成する。	30年度	現状維持で実施
		31年度	現状維持で実施
		32年度	現状維持で実施

年度別事業費内訳表

廃棄物減量啓発事業

(単位:千円)

歳出	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
	予算現額	決算額	予算現額	決算額	予算現額	決算額	予算現額	決算額	予算額
廃棄物減量啓発事業	12,608	10,223	12,283	10,641	11,014	10,071	11,749	10,527	11,358

財源割合	一般財源	10,223	一般財源	10,641	一般財源	10,071	一般財源	10,527	11,358			
			100.0%		100.0%		100.0%		100.0%	100.0%		
特定財源		0	特定財源	0	特定財源	0	特定財源	0	0			
		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	0.0%			
事業費計		10,223	事業費計		10,641	事業費計		10,071	事業費計		10,527	11,358

WEBアプリケーションアクセス数の推移

言語	H27年アクセス数	H28年アクセス数	H29年アクセス数	累計アクセス数
日本語	34,253	53,854	105,720	193,827
英語	365	578	617	1,700
中国語	478	445	638	1,561
ハンデル	135	268	271	674
スペイン語	204	187	91	482
ポルトガル語	111	160	244	515
タガログ語		75	163	238
ベトナム語		121	207	328
トルコ語		101	262	363
全言語累計アクセス数	35,546	55,789	108,213	199,548

平成30年4月1日現在(平成27年4月1日～) タガログ語、ベトナム語、トルコ語は平成28年10月1日～

※Webアプリケーションとは

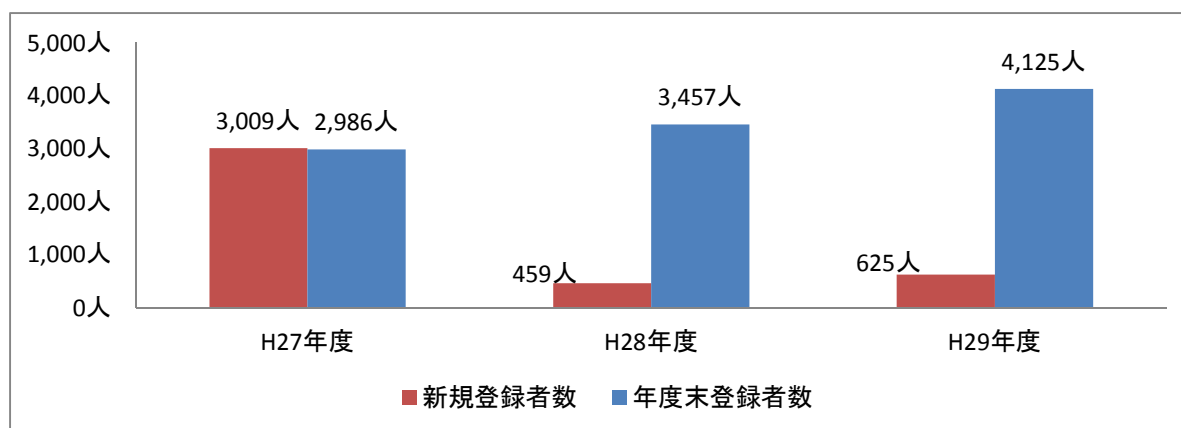
スマートフォンをはじめとするインターネットに接続できる携帯電話から、「ごみの分け方や出し方」についての情報を手軽に知ることができるWebアプリケーションにて下記の情報の公開を行っている。

なお、この機能は、日本語、英語、ハンデル、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、トルコ語の9ヶ国語で利用できる。

- ・住所毎に家庭ごみの収集日
- ・ごみの品目毎の分け方や出し方のポイント
- ・市のごみ・資源物収集等に関するお知らせ

家庭ごみ収集日情報メール配信登録者数の推移

年度	新規登録者数	年度末登録者数
H27年度	3,009人	2,986人
H28年度	459人	3,457人
H29年度	625人	4,125人



- ・「新規登録者数」は各月の新規登録者数の合計であり、登録解除を行った人数は差し引かれていない。
- ・H27年度は事業を開始したH27年9月から3月末日までの、新規登録者数である。
- ・「年度末登録者数」は各年度の末日時点の登録者数である。

実施計画事業評価調査

評価対象年度	29年度
--------	------

事業コード	43100951	事業名称	事業系廃棄物対策事業	事業区分	通常事業
担当	環境部	資源循環課	問い合わせ先	228-5370	新規・継続

■事業期間・根拠等

事業期間	昭和 47 年度 ~ 年度
第5次川口市総合計画	IV 都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち” - 3 廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進 - ① 廃棄物の減量化・再資源化
根拠法令等	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

■事業概要

事務分類	自治事務のうち義務的なもの	実施形態	直営
事業対象	事業の対象(市民等、団体、もの)	受益者(最終的に受益を受ける人)	
	市内で事業活動を行なう全ての事業者	市民	
事業の概要	事業の目的(何のために)	事業の内容(事業期間を通して何をやるのか)	
	廃棄物の発生抑制、再生利用の促進などの適正処理を啓発し、事業者が適正処理をすることにより、地域の生活環境の保全、公衆衛生の向上及び循環型社会の構築を推進する。もって市民の健康で快適な生活を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物収集運搬業(ごみ・粗大、し尿・汚泥)の許可、指導 浄化槽清掃業の許可、指導 事業者への適正処理の啓発、指導 新規事業所の再生利用対象物、廃棄物保管場所の設置届の受理 	
29年度の 実施内容	具体的な実施内容(当該年度に何をしたのか)	主な実績	
	NTTデータに新規登録した事業者、川口商工会議所会員、鳩ヶ谷商工会、多量排出事業者にリーフレットを配布し適正処理を促した。西川口駅周辺の店舗訪問指導を行なった。一般廃棄物収集運搬業許可更新、同許可業者講習会を実施(36社参加)、廃棄物処理実態確認の立入検査を実施。	項目	実績
事業の成果 【定性的評価】	事業系一般廃棄物の適正処理の周知を理解し、適正処理を行なう事業者が目標値以上であった。		

■事業活動・成果の状況

指標①	名称	一般廃棄物収集運搬業許可業者契約増減数			指標・目標値の説明(算定式)	市内事業者と一般廃棄物収集運搬業許可業者の契約総件数の5%を次年度の目標値とする。H30.3末 5,082件					
	単位	件	指標の種別	結果							
	目標値	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度					
			221	239	254						
	実績値・達成状況	373	達成	289	達成						
指標②	名称				指標・目標値の説明(算定式)						
	単位		指標の種別								
	目標値	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度					
	実績値・達成状況										

■年度別事業費(単位:千円)

予算費目	一般会計	04款	02項	02目	005細目	04細々目	事業系廃棄物対策事業			
年度	27年度	28年度		29年度		30年度		31年度		
予算現額(A)		1,260		1,554		1,726		810		
決算額(B)		1,165		834						
財源	特定財源	0		0		0				
	一般財源	1,165		834		1,726				
概算人件費(C)		24,600		23,400		23,700		23,700		
従事職員人数(人)	常勤	再任用	3.00	0.00	3.00	0.00	3.00	0.00	3.00	0.00
総事業費(A又はB+C)		25,765		24,234		25,426		24,510		

※評価年度以前は決算額(B)の財源を、評価年度の翌年以降は予算現額(A)の財源を表示しています。

■視点評価

視点	評価項目	判定	視点評価	視点	評価項目	判定	視点評価
必要性	現在の市民ニーズ	高かった	15 /15	有効性	期待どおりの成果	期待どおり	11 /15
	市関与の必要性	高かった			施策(上位目的)への貢献	どちらともいえない	
	将来的な市民ニーズ	見込める			目的に対する事業内容	適正	
効率性	コストに対する成果	どちらともいえない	11 /15	公平性	受益者の資格条件	適正	13 /15
	業務プロセス改善	検討した			受益者負担の水準	適正	
	民間活用	行った・既に行った			対象者への周知	行った	

■総評価【定量的評価】・今後の事業展開

総評価	事業を実施する上での課題及び改善方策	今後の実施方向性						
50 /60	事業系一般廃棄物の処分方法について、適正処理を認識していない事業者があり、これらの事業者に適正処理の方法を周知徹底することが課題である。平成30年度からは、飲食店の許可業務を担う保健所と協力し、営業許可の更新時に廃棄物の適正処理を周知する機会を設けることとして対応する。	<table border="1"> <tr> <td>30年度</td> <td>拡充して実施</td> </tr> <tr> <td>31年度</td> <td>縮小して実施</td> </tr> <tr> <td>32年度</td> <td>現状維持で実施</td> </tr> </table>	30年度	拡充して実施	31年度	縮小して実施	32年度	現状維持で実施
30年度	拡充して実施							
31年度	縮小して実施							
32年度	現状維持で実施							

年度別事業費内訳表

事業系廃棄物対策事業

(単位:千円)

歳出	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度
	予算現額	決算額	予算現額	決算額	予算現額	決算額	予算現額	決算額	予算額
事業系廃棄物対策事業			54	54	1,261	1,165	1,554	834	1,726

財源割合	一般財源		一般財源	54	一般財源	1,165	一般財源	834	1,726
				100.0%				100.0%	
	特定財源		特定財源	0	特定財源	0	特定財源	0	0
				0.0%				0.0%	
	事業費計		事業費計	54	事業費計	1,165	事業費計	834	1,726

★西川口駅周辺訪問指導件数

H 2 8 年度 . . . 6 3 件

H 2 9 年度 . . . 1 8 6 件

★一般廃棄物収集運搬業許可業者契約増減数

平成 2 7 年度	増 : 3 8 9 件	減 : 3 6 件	実績値 3 5 3 件
平成 2 8 年度	増 : 4 7 9 件	減 : 1 0 6 件	実績値 3 7 3 件
平成 2 9 年度	増 : 3 5 5 件	減 : 6 6 件	実績値 2 8 9 件